

資料 1-1

要領各条(現時点のもの。改正前)	問題点・疑義・質問のあつた点	事務局見解	改正案
(目的) 第1条 この要領は、古賀市公募型補助金交付申請(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、古賀市公募型補助金(以下「委員会」という。)の審査について必要な事項を定める。		誤りの訂正:「委員会」→「補助金」	
(審査) 第2条 審査は、市長が要綱第10条により、古賀市補助金審査委員会に諮問する。		古賀市補助金審査委員会→古賀市補助金審査委員会(以下「委員会」という。)	
	①担当課意見書の3番を削除する。その他の変更有。別紙案)	②下記のとおり第3条1項を改正、2項及び3項を追加する。 第3条 事業の認定に要する審査(は2段階で行うこととし、1次審査で要綱第9条により提出された公募型補助金選考申請書(要綱様式第1号)どその添付書類及び当該事業を所管する担当課の意見書を参考に書類審査を行って、1次審査で応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答に基づく公開審査を行うこととする。 2.要綱第7条第2項の規定により補助金の交付期間について複数年の認定を受けた補助事業の2年目以後の審査については、認定した計画の実現性について審査することとする。 3.前項の審査で委員会より提出された質疑について、必要に応じて応募団体に回答及び資料の提出を求め、提出資料に基づき再審査を行うこととする。 4.前項の審査を完了した事業は、2次審査を受けたものとして、第6条第3項の公表及び通知を行うものとする。	要綱第4条第3項を下記のとおり改正する。 3.市長は、前項の審査結果について中間答申を得て、その内容を応募団体すべての団体の代表者に連絡する。別紙2の公募型補助金1次審査結果通知書にて通知する。
(審査の方法) 第3条 審査は2段階で行うこととし、1次審査では要綱第9条により提出された公募型補助金選考申請書(要綱様式第1号)とその添付書類及び当該事業を所管する担当課の意見書を参考に書類審査を行い、2次審査では応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答に基づく公開審査を行うこととする。	①要綱第4条第2項第5号の規定が、補助金はOKなどなれば、担当課意見書の3番は削除する必要有では? ②年目の事業については、2次のプレゼンテーションの審査を行う必要があるか? 1次審査で要綱第9条に沿って継続して継続点修正点を洗い出し、団体に回答を求める2次審査の総括時に併せて金額確定の事務局案について委員会で決してもらえばよいのではないか? ③政策法務係と協議し、2次審査で行うこととなつている「質疑応答申書」は1次、2次にかかわらず質問に思ったことを質問する文書として扱っているが問題なし。(プレゼンテーションによつてはならないのでよい) ④申請書や添付資料、担当課意見書は次審査の参考資料となるが、担当課意見書の内容は2次審査の審査項目どなつている。 ⑤申請書や意見書の内容を2次審査に反映する場合、要領と整合性はどうなるのか。	①担当課意見書の3番を削除する。ただし、補助金依存度が高い団体が自立の方向に向かわないようでは問題があるため、「自己資金調達の努力」について確認する質問を追加。 ②年目の事業については提案の内容で審査を行いたい。 ③申請書や添付資料、担当課意見書は次審査の参考資料となるが、担当課意見書の内容は2次審査の審査項目どなつている。 ④申請書や意見書の内容を2次審査に反映する場合、要領と整合性はどうなるのか。	(1)前条の審査項目は次とおりとする。 第4条 前条の審査項目は次とおりとする。 (1)補助対象となる団体、事業の要件 (2)事業内容の企画力と期待される効果の有無 (3)補助対象経費、補助額及び補助期間の妥当性 2.審査は、それぞれの項目について、その可否を別紙1の審査基準により行う。 3.委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、前項の審査結果について応募したすべての団体の代表者に別紙2の公募型補助金1次審査結果通知書にて通知する。

要領各条(現時点のもの。改正前)	問題点・疑義・質問のあった点	事務局見解	改正案
(2次審査の方法) 第5条 第3条のプレゼンテーション及び質疑応答に基づく公開審査の審査項目は、次のとおりとする。 (1) 公益性 ・広く市民に明かされているか ・応募団体の構成員や特定の人のみが対象となっていないいか (2) 必要性 ・市の政策に合致しているか ・地域や市民のニーズや課題を的確に捉えているか (3) 効果経済性 ・資金計画が現実的で適切か ・将来自立して活動できる可能性が期待できるか (4) その他 ・熱意があり、責任をもつてやり遂げる意欲があるか ・新たな視点や発想から提案されているか ・独自の専門性やアイデアが活かされているか 2 審査は、それぞれの項目について、委員会が別紙3の審査票により、次の5段階で評価し、20点満点で採点を行う。 区分評価 高評価できる 5点 ある程度評価できる 4点 普通程度である 3点 あまり評価できない 2点 評価できない 1点	要綱第4条第2項第5号の規定が、補助金はOKとなるれば、(2)必要性・既に類似の補助金がない場合は削除する必要有では? 別紙3のプレゼンテーション審査票から項目を削除する。別紙3のプレゼンテーション審査票からも削除する。		
(補助事業の決定) 第6条 委員長は、審査終了後、速やかに各委員の採点を集計し、その平均得点及び事業ごとの意見をまとめ審査結果として、事前に答申するものとすると、なお、平均得点が12点を超えない事業及び平均得点が12点を超えるものの評点1点の審査項目を含む事業は選定外として答申する。 2 市長は、その答申に基づき、予算を超えない範囲で決定する。 3 市長は、選考した結果を公表するとともに、2次審査を受けたすべての団体の代表者に速やかに通知する。	①項目ごとに平均点を出し、それを合算したものが12点を超えるか否かを判断している。【確認事項】 ②評点1点の審査項目を含む事業は、項目ごとの平均点が1点かどうかで判断(全委員が1点をつけないが該当しない) ③第3条第4項を追加し対応する ④第3条第4項を追加し対応する ⑤第3条の変更複数年事業の審査に係るものに伴い第3項の変更が必要ではないか。		
(補則) 第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。			